

2 訓練の実施、助成金・補助金について

(1) 防災訓練の実施 ⇒ 4～10ページ

防災訓練を自主防災組織で行う際、区役所に届出書をご提出いただきます。

消防署や日本赤十字等による指導は区内で1日1件までとなります。急な日程変更により他の自主防災組織と実施希望日が重なる場合、指導機関による指導ができない可能性もありますので、予備日を設けることをおすすめします。

(2) アルファ化米、飲料水等 ⇒ 5、11～12ページ

区役所から訓練実施者に対して次の備蓄物資を提供します。

訓練実施者は、区役所に使用申込書を提出するとともに、区役所まで物資の引き取りに来ていただきます。

数に限りがあり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

- ・アルファ化米（わかめ御飯）1箱50食用大袋
- ・アルファ化米（わかめ御飯）1箱1食用×50袋
- ・おかゆ 1箱50食
- ・飲料水 1箱500ml×24本

(3) 自主防災組織活動助成金交付の申請 ⇒ 6、13～22ページ

自主防災組織で行った防災訓練や防災啓発活動に対して助成金を交付していますのでお申し込みください。

(4) 防災資器材購入補助金交付の申請 ⇒ 24～60ページ

自主防災組織で防災資器材を購入する際の補助金制度があります。市で定めている品目・上限額の範囲内で購入金額（実費負担額）の2分の1（百円未満は切り捨て）以下の額が補助されます。

ただし、工事費や配送料など物品の購入にかからない費用は対象外となります。また、補助金額には上限額がございますのでご了承ください。

(5) 避難所運営会議促進助成金の申請 ⇒ 105～109ページ

会議や訓練を実施した際に要した経費（物品、啓発品、切手、事務用品の購入経費）を助成します。助成金額は、1年度当たり1万5千円を上限とします。

書類作成上の注意点

- 修正液・修正テープを使用した訂正は不備扱いとなります。
- 申請書や請求書などの代表者氏名及び印鑑は同一にしてください。
- 振込先口座の情報は、通帳記載のとおり正確に記入してください。